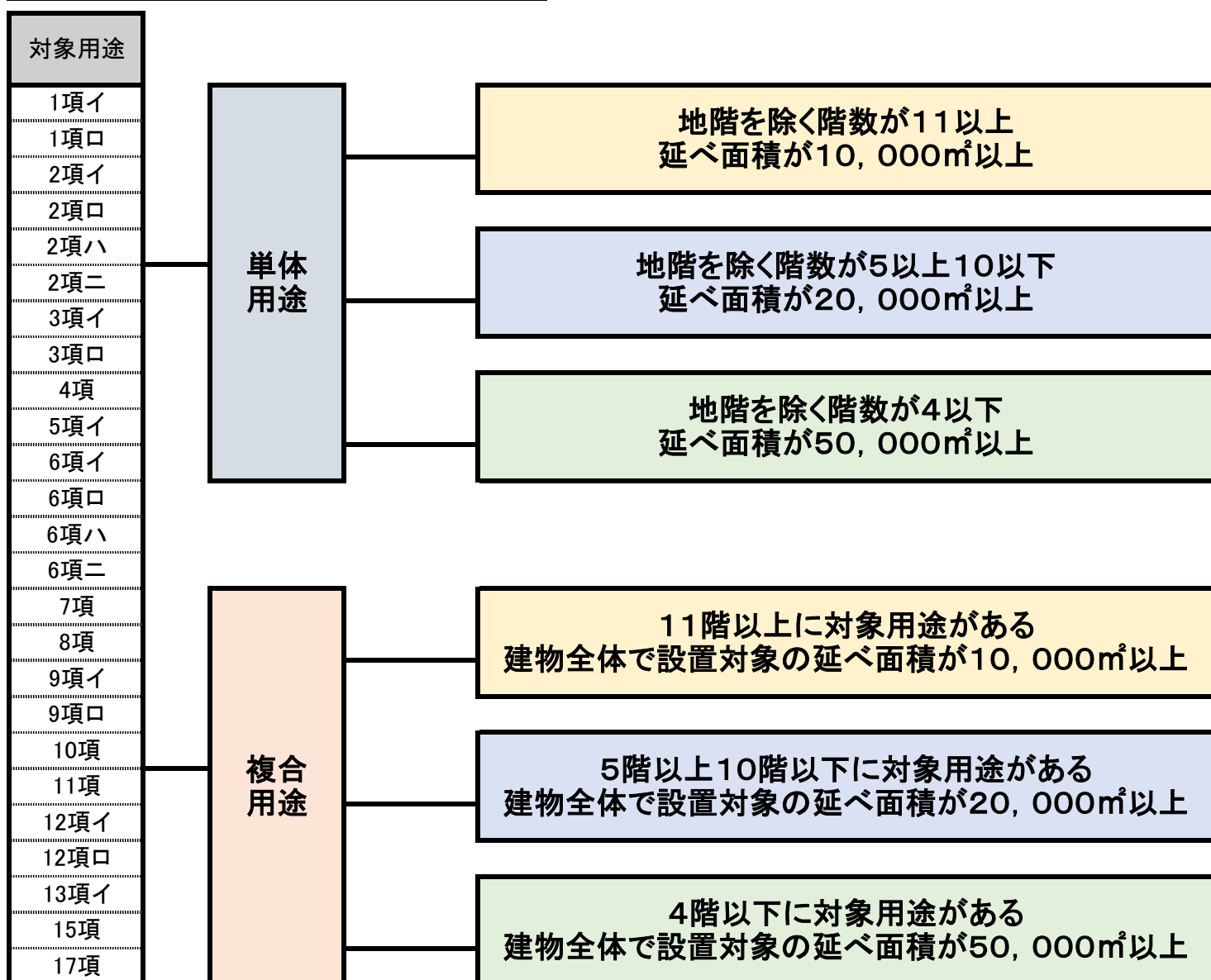


防災管理者の選任義務防火対象物

(消防法施行令第46条)(自衛消防組織設置対象物)



防災管理者の選任が必要となった場合は、
建物全体に選任義務が発生します。

防災管理者を選任する場合は、

- ・【甲種防火管理者の資格】と【防災管理者の資格】の両方が必要です。
- ・防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる
管理的又は監督的な地位にある者を選任してください。
- ・管理権原者が分かれている場合は、
統括防災管理者の選任が必要です。
- ・防災管理に係る消防計画(統括防災管理者は、全体についての防災
管理に係る消防計画)の作成と届出が必要です。